

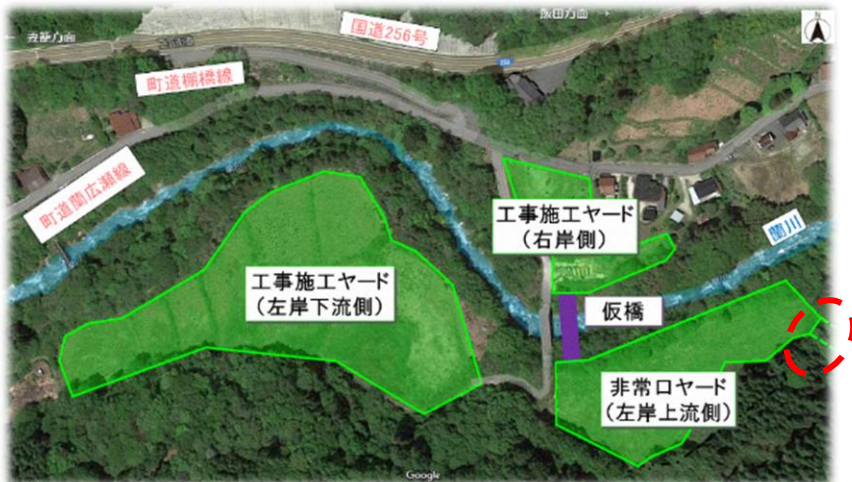
南木曾町リニア中央新幹線 対策協議会

令和6(2024)年3月26日(火)

東海旅客鉄道株式会社

1. 各工区の進捗状況
2. 工事施工ヤード内土砂ピット（広瀬）に係る工事及び盛土条例に基づく申請内容に関する説明会の報告
3. 発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）の影響検討・保全計画書に対する県助言への対応方針

広瀬工区



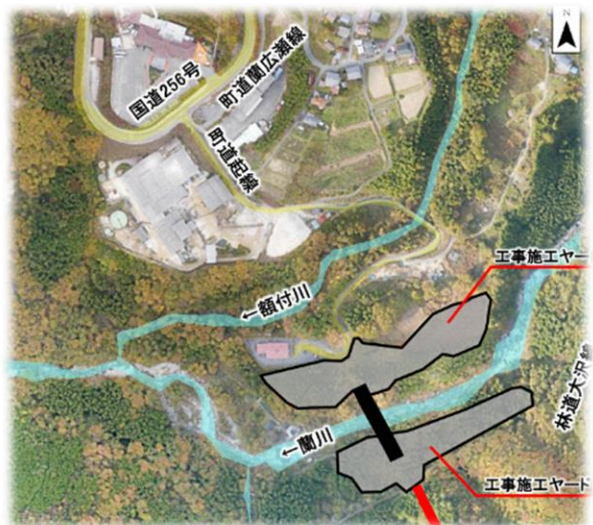
坑口上部法面工 施工状況 (R6.2撮影)



1. 各工区の進捗状況

2024.3.26
JR東海

尾越工区



斜坑掘削状況 (R6.2撮影)



1. 各工区の進捗状況

2024.3.26
JR東海

山口工区



斜坑坑口状況 (R6.2撮影)



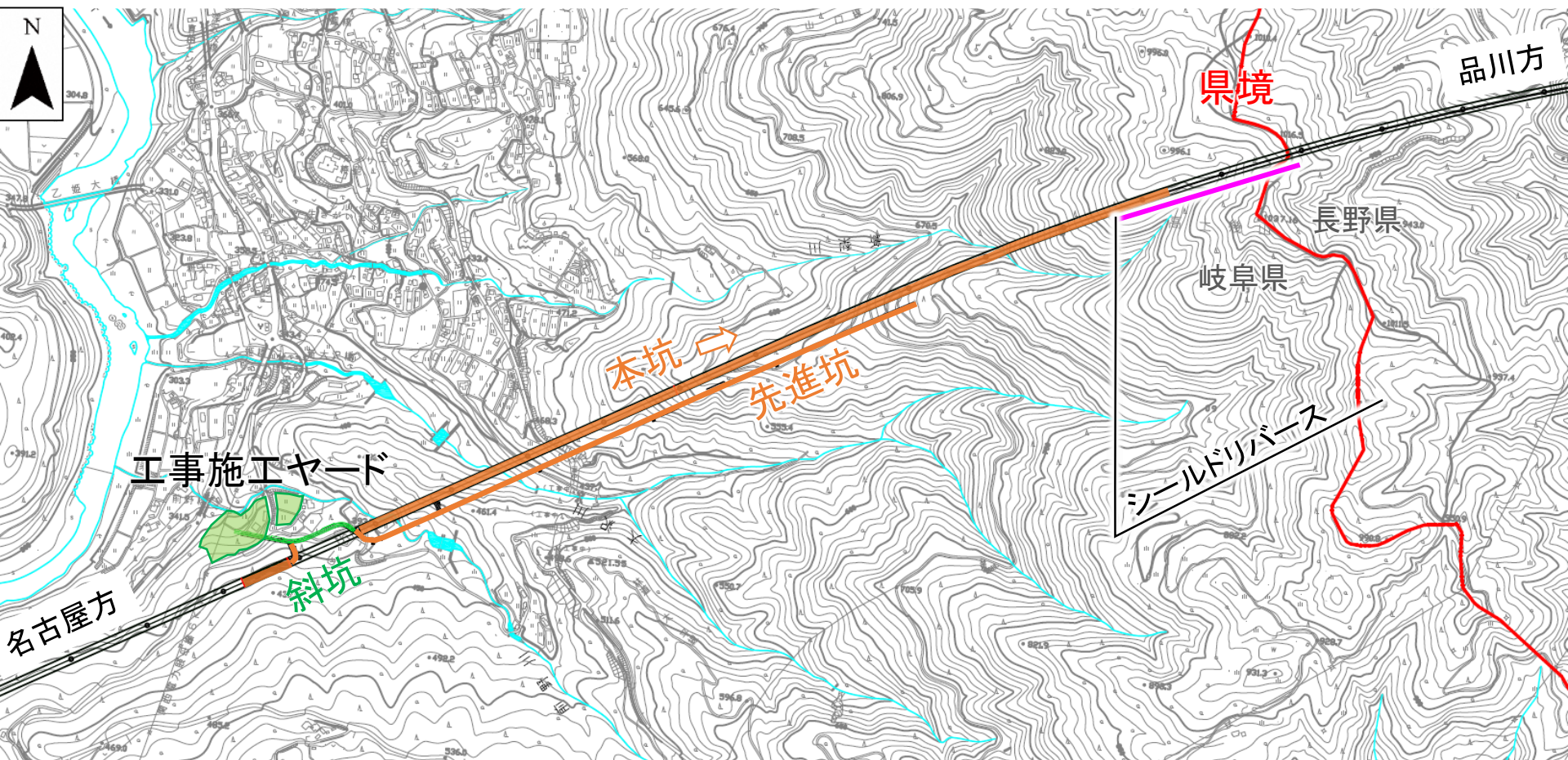
本坑 掘削状況 (R6.2撮影)

1. 各工区の進捗状況

2024.3.26
JR東海

山口工区

※2月末時点



開催日

令和6(2024)年

3月5日(火) : 蘭地区、広瀬地区

3月15日(金) : 妻籠地区

【説明内容】

○工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)

- ・ 工事概要
- ・ 環境保全
- ・ 盛土条例※に基づく説明

お手元の説明会資料をご覧ください

配布資料 1



工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)に係る工事及び 盛土条例に基づく申請内容に関する説明会

令和6(2024)年 3月 5日(火) 18:30 於:南木曾町公民館 広瀬分館
令和6(2024)年 3月 15日(金) 19:00 於:妻籠町並み交流センター

事業者:東海旅客鉄道株式会社

発注者:独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

施工者:清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)
特定建設工事共同企業体

工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)に係る工事及び 盛土条例に基づく申請内容に関する説明会

令和6(2024)年 3月 5日(火) 18:30 於:南木曾町公民館 広瀬分館
令和6(2024)年 3月 15日(金) 19:00 於:妻籠町並み交流センター

事業者:東海旅客鉄道株式会社

発注者:独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

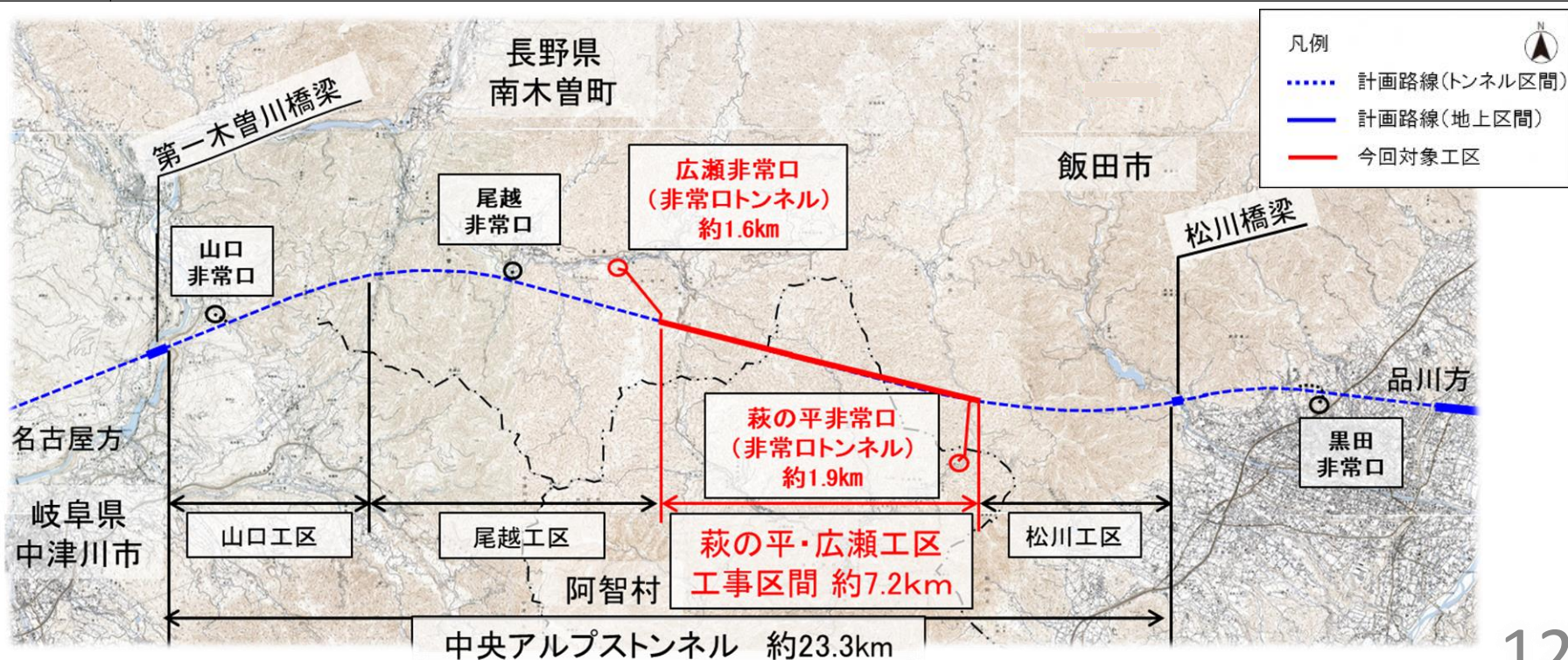
施工者:清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)
特定建設工事共同企業体

1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
4. お問い合わせ先

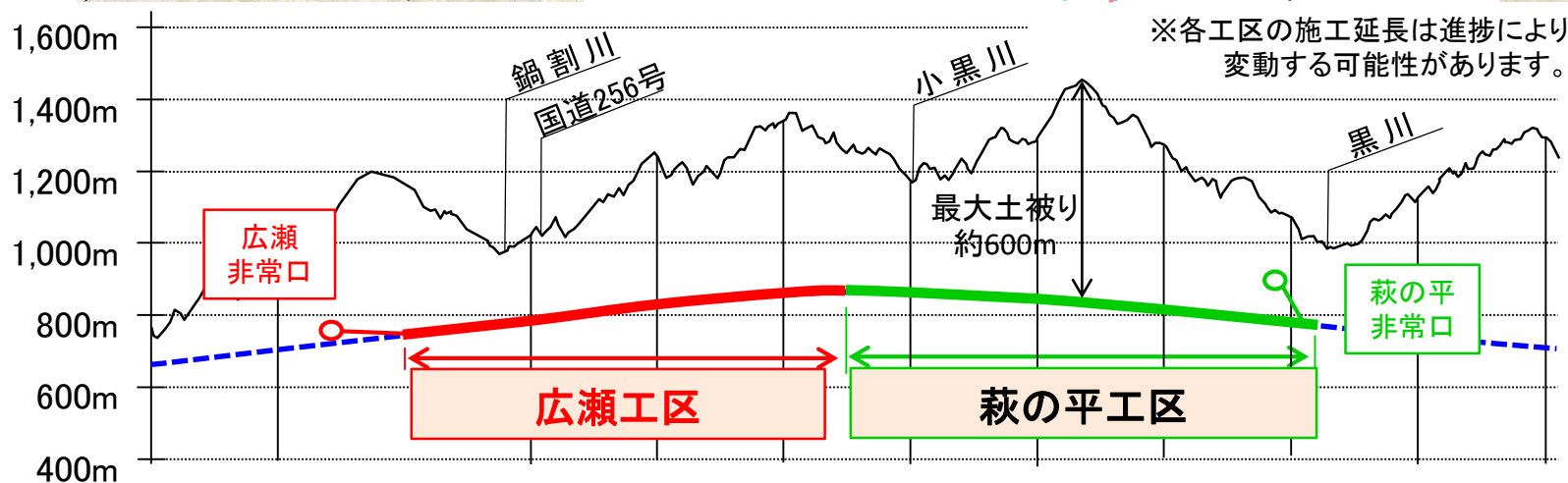
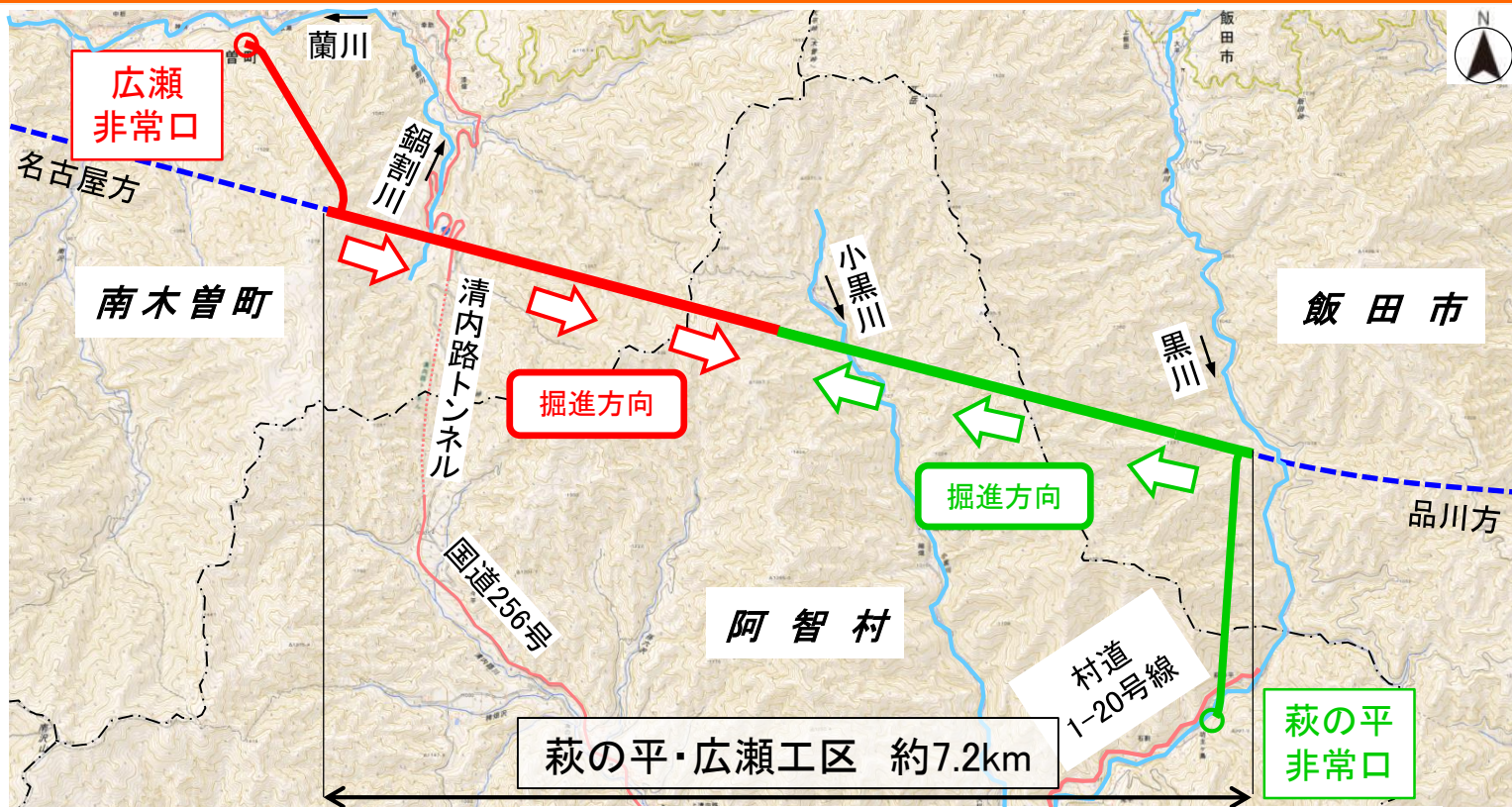
1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
4. お問い合わせ先

中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)

発注者	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
施工者	清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬) 特定建設工事共同企業体 (構成員:清水建設(株)・三井住友建設(株)・東急建設(株))
工事期間	平成31年2月19日～令和8年2月18日

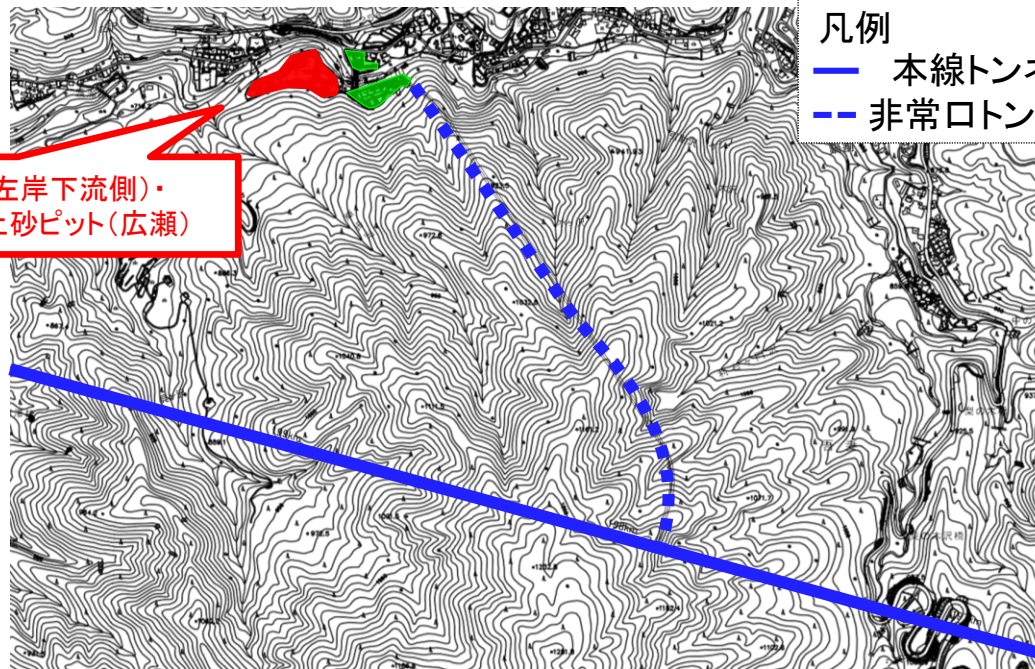


中央アルプストンネル(萩の平・広瀬工区)の概要



中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)

発注者	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
施工者	清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬) 特定建設工事共同企業体
	(構成員:清水建設(株)・三井住友建設(株)・東急建設(株))
工事計画	造成面積 約8,000m ² 、盛土量 約30,000m ³
工期	平成31年2月19日～令和8年2月18日



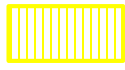
工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の概要

- 工事施工ヤード(左岸下流側)は、現在は資材等の仮置きを行っておりますが、トンネル掘削開始時にはトンネル発生土(区分土※を除く)も一時的に仮置きする計画です。
- 工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)は主に発生土運搬車両の台数調整等に利用します。





凡例

- | | |
|---|--------------------------|
|  | 工事施工ヤード内
土砂ピット(広瀬)の範囲 |
|  | 土砂災害警戒区域
(急傾斜地) |
|  | 山地災害危険地区
(山腹崩壊) |
|  | 土石流危険区域 |
|  | 土石流危険溪流 |
|  | 急傾斜地崩壊
危険箇所 |

※長野県HP「信州くらしのマップ」より

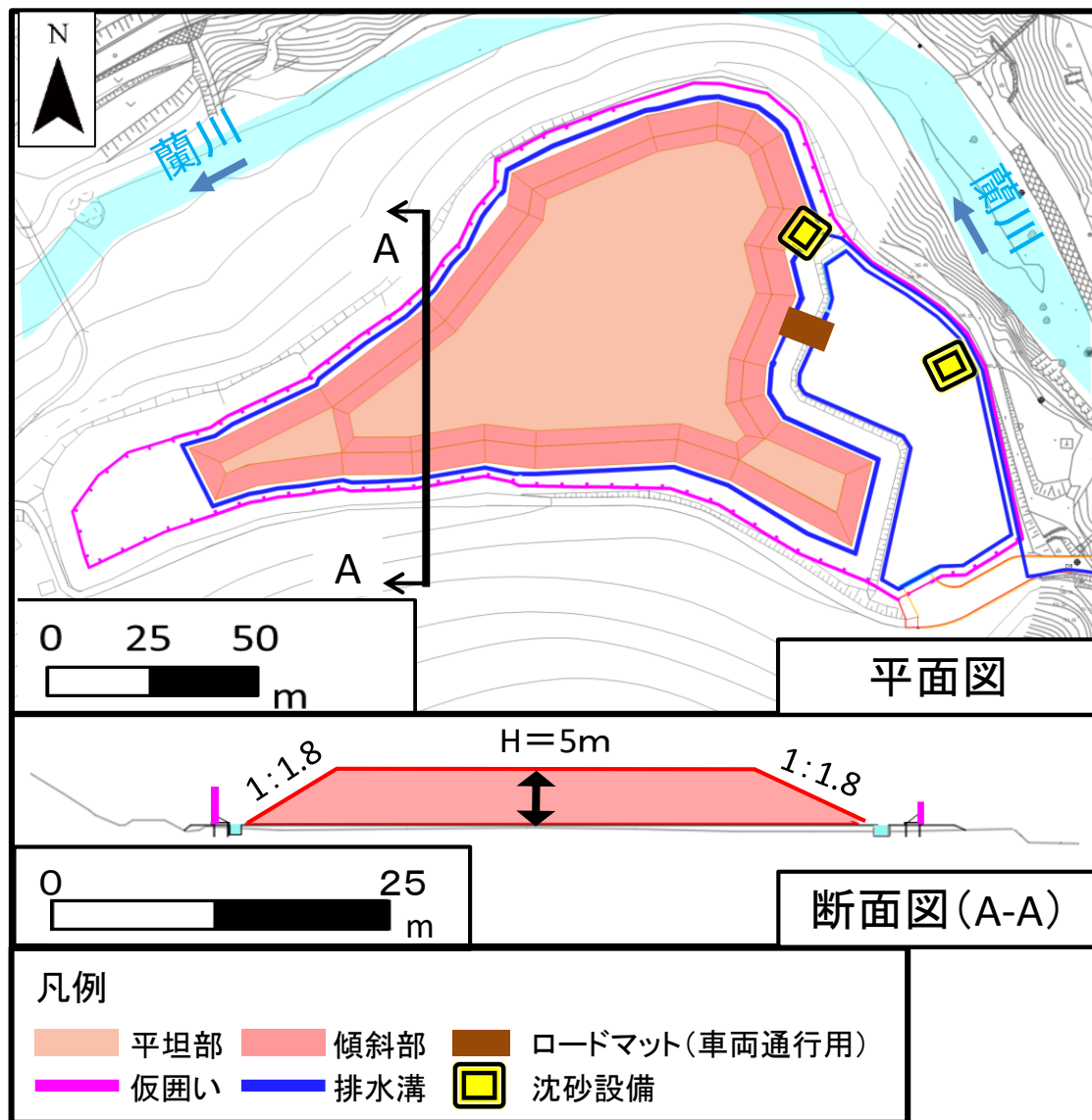
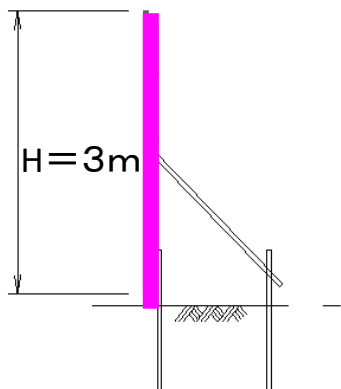
- 工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の周辺は、土砂災害防止法における「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されておらず、**法令上の制限はありません。**
- 工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の盛土等は、**盛土条例等の技術基準に基づき設計し、長野県に申請を行う**とともに、適切な対策を実施し、安全に造成し、管理をしていきます。

盛土量: 約30,000m³
面積: 約8,000m²
最大盛土高さ: H=約5m

【施工順序(繰り返し)】

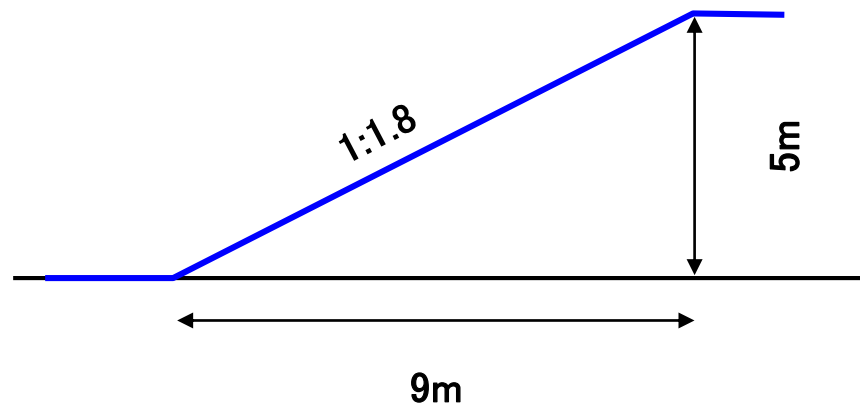
- ・敷き均し
- ・盛土、転圧
- ・法面、小段設置
- ・搬出

【仮囲い】

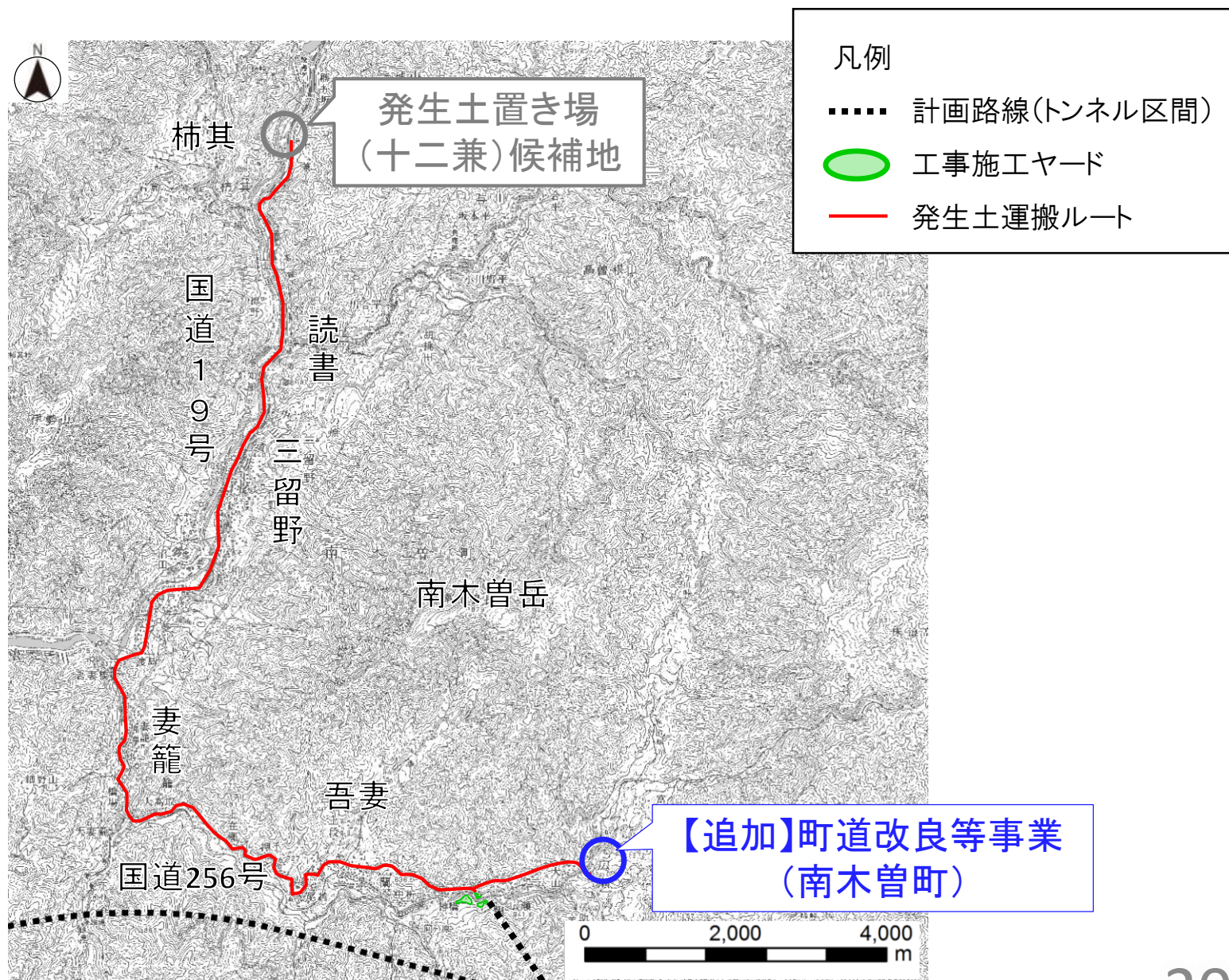


- ・法面勾配: 盛土が安定する勾配(1:1.8)を採用します。
- ・盛土条例(長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例)に係る申請を行い、許可を受けたうえで運用します。

法面勾配イメージ

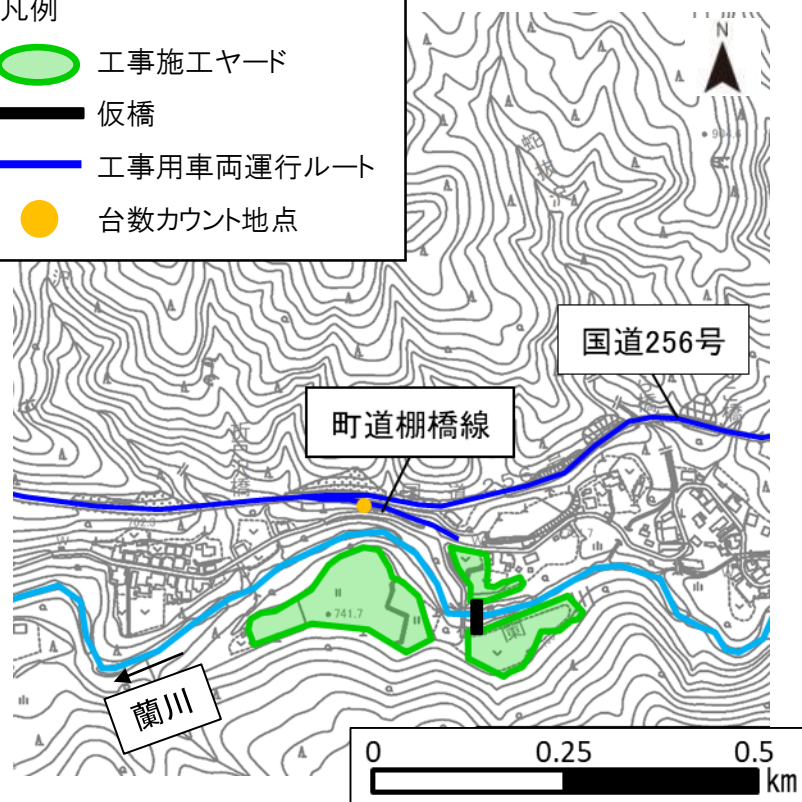


作業項目		年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026以降
中央アルプストンネル (広瀬)	道路改良工事								
	準備工(工事施工ヤード整備等)								
	トンネル掘削								
	工事施工ヤード内土砂ピット使用 (今回ご説明)								
	覆工・路盤工								
	後片付け								
	発生土置き場整備工等								

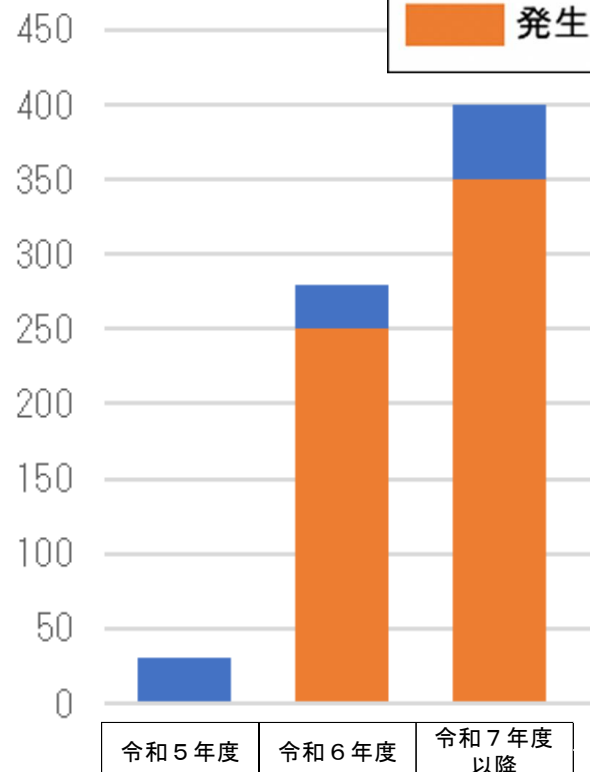


※ルート等については、今後の協議等により変更する可能性があります。

- 凡例
- 工事施工ヤード
 - 仮橋
 - 工事用車両運行ルート
 - 台数カウント地点



台/日（往復）



※台数は工事期間中における月別の日平均計画台数が最大となる値を示しています。
 ※今後の協議等により変更する可能性があります。

- ・大雨(1時間降水量30mm以上):
作業を中止し、巡回点検(法面、排水箇所等)の実施
異常を発見した際、異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡
安全確保に必要な措置の実施
- ・地震(震度4以上):
作業を中止し、巡回点検(法面、構造物等)の実施
異常を発見した際、異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡
安全確保に必要な措置の実施

1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
4. お問い合わせ先

- 工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の環境保全については、令和2年8月に作成・公表した広瀬工区の環境保全について※に記載の内容等を実施します。

※「中央新幹線中央アルプストンネル新設(萩の平・広瀬工区)工事における環境保全について ～中央アルプストンネル(広瀬)～」

1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
に基づく説明
4. お問い合わせ先

令和5年1月1日より、
「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が施行されました

目的(条例第1条)

この条例は、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

制定の背景

この条例は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として制定された。熱海市での災害を受け、長野県は市町村と連携して盛土総点検を実施した。その結果、直ちに土砂災害が発生する危険な盛土はなかったものの、必要な災害防止措置の実施が確認できない盛土も判明した。

既存の法令による規制では十分に対応できない事例も想定されたことから、土砂崩落の危険から県民の安全を確保するために、新たな盛土行為を一律に規制する条例を制定することとした。

以上の制定趣旨から、この条例は、土砂等の崩落等による災害の発生防止を目的とするものである。

(「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の解説」より引用)

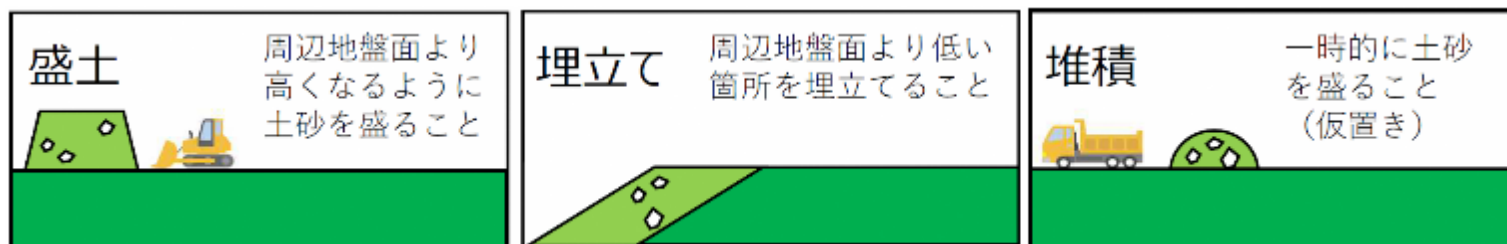
盛土条例の許可対象となる盛土等

この条例により、一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります

【許可の対象】

面積が3,000m²以上 又は 高さが5m以上 の盛土等

【対象となる盛土等】



【許可が不要な盛土等】

- ✓ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ✓ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ✓ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ✓ 高さが1m以下の盛土等

(長野県HPより抜粋)

工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬)の盛土等は盛土条例の対象となるため
盛土構造等、盛土等の安全性について長野県に確認いただきます

条例第10条第1項

申請者は、当該許可の申請日から起算して30日前までに、規則で定めるところにより、**盛土等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項又は第2項の申請書の内容を周知させるための説明会を開催するものとする。**

条例第11条第1項

申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 土砂等の盛土等の目的

(3) 盛土等区域の位置

(4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積

(5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量

(6) 土砂等の盛土等を行う期間

(7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(「管理責任者」)の氏名

(8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、
土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

(9) その他規則で定める事項

今回申請内容

(1) 氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

名 称 : 東海旅客鉄道株式会社
代 表 者 : 代表取締役社長 丹羽俊介
主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

(2) 土砂等の盛土等の目的

建設発生土の仮置きのため

(3) 盛土等区域の位置

長野県木曽郡南木曽町吾妻4160-10外11筆

(4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積

約8,000m²

(5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量

約30,000m³

(6) 土砂等の盛土等を行う期間

許可日～令和8年2月

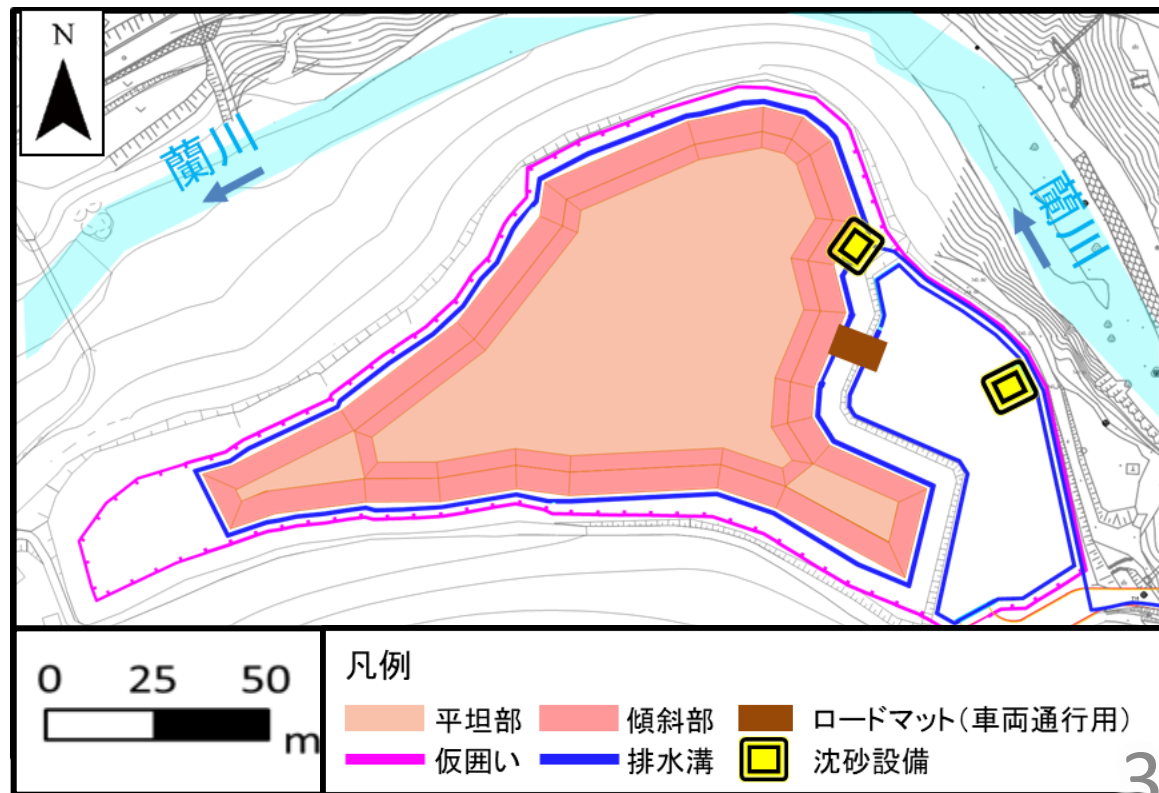
(7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者(「管理責任者」)の氏名
清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)
特定建設工事共同企業体

(8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、
土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

1) 仮囲い、排水設備設置

2) 盛土、搬出(盛土期間中繰返し)

- ・敷き均し
- ・盛土、転圧
- ・法面、小段設置
- ・盛土
- ・搬出



(9) その他規則で定める事項

『長野県規則第46号 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則』
第6条第1項より、次に掲げる事項を申請書に記載します。

申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所

個人情報保護の観点から、記載を控えさせていただきます。

申請者が条例第13条第1号のキに規定する未成年者である場合にあっては、
その法定代理人の氏名及び住所

該当なし

申請者に条例第13条第1号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、
その者の氏名及び住所

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線建設部名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所
所長 杉浦禎信

(個人情報保護の観点から、住所は割愛させていただきます。)

(9) その他規則で定める事項

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所(これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	114,405,500
株式会社 日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	63,436,500

(10) 意見書の提出

条例第10条第2項

説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日(前項ただし書に規定する説明会を開催することができない場合にあっては、申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じた日)から許可申請の日までの間に、当該申請者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

意見書のご提出につきましては、ご郵送を基本として承ります。

(受付〆切 : 令和6年4月15日(消印有効))

【意見書提出先・お問い合わせ先】

〒395-0052

長野県飯田市元町5451

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線長野工事事務所

TEL:0265-38-6500(受付:土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時~17時)

(10) 意見書の提出

条例第10条第3項

申請者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。



いただいたご意見 及び そのご意見を受けてとる措置等を記載の上、
申請書面を長野県へ提出いたします。

1. 工事概要
2. 環境保全
3. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
4. お問い合わせ先

【事業全般に関すること】

事業者 東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線長野工事事務所 (TEL 0265-38-6500)

環境保全事務所 (TEL 0265-52-6511)

住所 長野県飯田市元町5451番地

(受付日時／土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時～17時)

【工事の監督指導に関すること】

発注者 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

関東甲信工事局 中津川鉄道建設所 (TEL 0573-67-8690)

住所 岐阜県中津川市日の出町1-45

(受付日時／土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時～17時)

【工事内容に関すること】

施工者 清水・三井住友・東急 中央新幹線、中央アルプストンネル(萩の平・広瀬)

特定建設工事共同企業体〔構成員：清水建設(株)・三井住友建設(株)・東急建設(株)〕

JV清内路事務所 (TEL 0265-48-5736)

住所 長野県下伊那郡阿智村清内路387-1 清内路公民館1F

**※土・日・祝日に問い合わせいただく場合は、清水JVに問い合わせください。
清水JVから機構やJR東海にも速やかに情報を展開の上、迅速にご対応いたします**

主な質問と回答(工事施工ヤード内土砂ピット(広瀬))

- ・ トンネル掘削はいつからを予定しているのか
 - ・ トンネル工事の説明会は実施したのか、今後実施するのか
 - ・ 土砂ピットとして利用する計画は当初からあったのか
 - ・ 土砂ピットはどのように運用するのか
-
- ・ トンネル掘削開始は8月を目指して準備を進めている
 - ・ トンネル工事の説明会は令和2(2020)年7月に実施済みだが、期間が空いているため、トンネル掘削開始前に、地域の皆様に改めて説明することを考えている
 - ・ なお、トンネル工事の説明会時においても、左岸下流ヤードを土砂ピットとして利用する計画を説明しているが、トンネル掘削に先立ち、計画が具体化したため、今回説明会を実施した
 - ・ 土砂ピットは、ダンプ台数調整等のために一時的に発生土を仮置き、その後搬出を実施する

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

令和5（2023）年5月30日：発生土仮置き場（尾越）に係る工事説明会
6月6日
6月12日

令和5（2023）年9月5日：発生土置き場（尾越）に係る工事説明会
9月21日

令和5（2023）年11月2日：発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場
（尾越）の影響検討・保全計画書公表

令和5（2023）年11月24日：長野県環境影響評価技術委員会

令和6（2024）年1月29日：発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場
（尾越）の影響検討・保全計画書に対する県助言

令和6（2024）年3月26日：県助言に対する事業者の対応方針回答

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

1 全般（1）

工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。

これまでに環境保全の計画を公表した工事箇所と同様に、工事の実施及び工事用車両の運行にあたっては、南木曾町内発生土置き場（尾越）及び南木曾町内発生土仮置き場（尾越）における環境保全について（以下「環境保全について」と言う。）に記載する環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討することなどにより、地域の生活環境や自然環境への影響の低減に努めます。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

1 全般（2）

工事用車両が地域の生活道路を通行する計画であることから、関係機関や地域住民等との協議、調整を十分に行い、引き続き、地域住民の生活環境の保全、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な措置を講じること。

工事用車両の運行に伴う地域の生活環境の保全、安全かつ円滑な交通の確保のため、引き続き関係機関と協議、調整し、地域住民の方々にもご説明を行いながら、必要な措置を講じていきます。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

1 全般（3）

工事や環境保全措置の実施状況、モニタリングの結果等を積極的に公表するとともに、地元住民等から環境の保全に関する意見や要望があった場合には、適切な対応や丁寧な説明に努めること。

これまでに環境保全の計画を公表した工事箇所と同様に、環境保全措置の実施状況、事後調査及びモニタリングの結果等は、年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ送付する他、当社ホームページへも掲載します。引き続き、地元自治体や地域住民の方々への丁寧な説明に努めます。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

1 全般（4）

土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土又は酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性があると判明した発生土については、地域住民等にも分かりやすいものとなるよう、「区分土」ではなく、「要対策土」と表現することを基本とすること。

当社では、土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性があると判明した発生土で、最終的な搬出先の確保状況を踏まえ対策内容が確定しておらず、当面発生土仮置き場において管理するものを「区分土」と表現し、これまで全線を通じてこの用語を使用してきました。その後「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル(2023年度版)」においても同様の観点から、発生土の性状と利用環境を踏まえ管理が必要な土について、「概念を新たに取り入れる」として新たに「要管理土」などの用語が定義されました。当社としては、各工区における地元説明での無用な混乱を避けるためにも、公表物の最初に「区分土」の記載が出てくる箇所にその定義を注記したうえで用いている状況です。なお、用語の取り扱いについては、ご意見を参考にしながら今後検討します。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

2 大気環境

発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）の計画地（以下「計画地」という。）への発生土の運搬及び盛土の造成等に伴い粉じん等が発生した場合には、適切に清掃や散水を行うよう努めること。

発生土の運搬にあたっては、工事施工ヤード、発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）の出入口等に設置したタイヤ洗浄機等を用いて車体を洗浄することで粉じんの元となる土や泥を洗い落とします。また、盛土の造成にあたっては、適切に散水することにより粉じんの発生を抑えます。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

3 水環境 （1）

計画地からの排水については、環境保全措置を確実に実施し、適切に処理を行った上で蘭川へ放流すること。また、放流に当たっては、漁業権を管理する木曽川漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、必要な対策を講じること。

計画地からの排水については、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、適切な処理を行った上で蘭川へ放流します。

また、河川管理者等の関係機関に対しては、工事計画等をご説明しています。今後も必要により、工事計画や施工状況について丁寧にご説明しながら、工事を進めていきます。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

3 水環境 （2）

河川水の水質のモニタリングについては、排出水の放流箇所、河川の流向等を考慮し、排出水と河川水が十分混和された調査地点を選定すること。また、工事による影響を適切に把握できるよう、放流箇所より上流側にも調査地点を設けるよう検討すること。

河川水の水質のモニタリングについては、現地を確認の上、工事排水の放流箇所や河川の流向等を考慮し、工事排水と河川水が十分混和された調査地点を選定するとともに、河川の流量が少なく水質への影響が大きいと考えられる低水期に調査を実施する考えです。

また、モニタリングの結果が環境基準に適合しない等の異常が確認された場合には、「環境保全について」に記載のとおり、蘭川の上流側を含めて再測定を実施するとともに、その翌年についても念のため再測定を実施します。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

3 水環境 （3）

発生土仮置き場（尾越）の環境保全措置として新設される排水側溝の外側において盛土工の施工時や遮水シートによる被覆前の要対策土の飛散により、地表面から自然由来の重金属等が浸透することがないように配慮すること。

発生土仮置き場（尾越）において、発生土のダンプからの取り下ろしや盛土の施工は慎重に行い、発生土の飛散を抑えます。また、作業終了時には清掃を行い、区分土を搬入した際には盛土の上面を遮水シート等で覆うことで粉じんの発生を防止します。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

3 水環境 （4）

発生土仮置き場（尾越）に設置する集水ピットの容量やその根拠、モニタリングの頻度や実施条件等の運用方法を「南木曾町内発生土置き場（尾越）及び南木曾町内発生土仮置き場（尾越）における環境保全について」（以下「環境保全計画書」という。）に具体的に記載すること。

トンネル掘削による発生土は、短期溶出試験等の結果が出るまでの間、一旦、工事施工ヤード内の屋根のある土砂ピットにおいて保管するため、雨水に触れない計画です。また、発生土仮置き場（尾越）に搬入後は、区分土を遮水シート等で覆い雨水の浸透を防ぐ計画のため、区分土からの浸潤水はきわめて少ないと考えております。さらに、遮水シート上に降った雨水など、区分土からの浸潤水以外の水は基本的に集水ピットに入らない構造とするため、降雨時にも集水ピットにはほとんど集水されないと考えています。

したがって、集水ピットの容量は一旦最小限のものとしませんが、区分土を仮置いた際には集水状況を確認し、必要に応じて、外付けのタンクを設置する計画です。また、集水ピットに溜まった浸潤水は、排水前にその都度、調査を実施します。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

3 水環境 （5）

工事管理の一環として実施する工事排水の測定について、自然由来の重金属等の測定を実施するとしている、搬入する発生土のモニタリング結果により土壌汚染対策法に定める基準との差が小さい場合とはどのような場合か、環境保全計画書に具体的に記載すること。

搬入する発生土のモニタリング結果と土壌汚染対策法に定める溶出量基準との差が小さい場合とは、搬入した全土量に含まれる自然由来の重金属等の基準値に対する割合を、搬入の都度計算し、その割合が基準値の80%を超過した場合を指します。その場合には、工事排水においても当該項目の測定を工事期間中継続して実施します。その旨、「環境保全について」に記載しました。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

4 植物

計画地への外来植物の侵入を防止するため、工事用車両のタイヤ洗浄に加えて、工事従事者の衣服や靴等に付着した種子や土壌の除去を行うよう努めること。また、発生土置き場（尾越）での法面、斜面の保護に使用する植生マットは、外来種を含有しないなど適切な製品を使用すること。

外来種の拡大抑制のため、工事従事者の衣服や靴の裏に付着した種子や土壌の除去を含めた「工事従事者への講習・指導」を行います。また、発生土置き場（尾越）ののり面の保護に使用する植生マットは、外来種を含有しない適切な製品を選定し、使用します。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

5 その他（１）

盛土の崩壊等により下流域に影響が及ぶことがないように、計画地及びその周辺の地形・地質の状況を正確に捉えて、安全な計画を立てた上で、責任を持って施工・管理すること。特に、発生土置き場（尾越）では、既設盛土が積み重なった上に盛土造成することに留意すること。

発生土置き場（尾越）及び発生土仮置き場（尾越）の計画地及びその周辺の地形・地質の状況を文献、地表踏査や地質調査により把握のうえ「道路土工 盛土工指針」等を踏まえた設計を行い、施工計画を立てています。工事段階においては、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」の許可を得るとともに、施工計画に基づき、適切に施工・管理を行います。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

5 その他（2）

土地の安定性については、地下水位などを設計図面等に明示するなど、安定計算の設定条件を明確にするとともに、今後は広域の航空写真を付けるなどし、計画地周辺を含めた土地の安定性がより分かりやすくなるように工夫すること。

斜面の安定計算に係る設計条件として想定した地下水位を、南木曾町内発生土置き場（尾越）及び南木曾町内発生土仮置き場（尾越）における環境の調査及び影響検討の結果について（本編及び資料編）の検討断面図に記載しました。また、今後は、広域の航空写真を添付する等して、発生土置き場の計画地やその周辺を含めた土地の安定性がより分かりやすくなるように努めます。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

5 その他（3）

盛土造成後の管理方法等については、南木曾町及び関係機関と十分な協議を行うとともに、地下水位や排水設備等の機能が保たれ、盛土の安定性が確保されるよう恒久的に監視を続けること。また、設備や観測結果の異変を早急に感知し、適切な対策を講じる体制を整備すること。

工事完了後も継続的に盛土の安定性が確保されるよう、南木曾町等と調整のうえ、発生土置き場（尾越）の維持管理を行っていきます。発生土置き場（尾越）の土地及び盛土等の構造物は、当社が点検や保守を行い恒久的に管理します。また、修繕等が必要な場合には適切な処置を実施します。

3. 助言に係る対応方針について

発生土置き場（尾越）
発生土仮置き場（尾越）

2024.3.26
JR東海

県助言と事業者の対応方針

5 その他（４）

工事の対象範囲及びその周辺は、自然状態の放射線量が高いとされていることや、既知の断層が分布している等の地質状況であることを踏まえ、工事における配慮方針について、地域住民等へ丁寧に説明するよう努めること。

「中央新幹線中央アルプストンネル新設（尾越工区）工事における環境保全について（トンネル掘削作業）」に対する助言について（回答）」に記載の通り、地元の方のご不安を踏まえ、工事対応として尾越工区の工事施工ヤードでは放射線量の計測を行うこととし、また、既知の断層が分布している等の地質状況を踏まえ、尾越工区のトンネルの掘削にあたっては、掘削中の地質に応じた補助工法を適切に実施するなど、安全に工事を進めます。これらの工事における配慮方針について、引き続き地域住民の方々等へ丁寧に説明します。